

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、18歳以下(高校3年生まで)の児童のいる方を対象に、臨時特別給付金を支給します。

1. 支給額

対象児童1人につき **100,000円**

2. 対象児童

基準日：令和3年9月30日(令和3年9月分の児童手当該当者)

平成15年4月2日から令和4年3月31日の間に生まれた児童で、以下に記載する児童が対象となります。

①【**児童手当**】…「令和3年9月分の児童手当(特例給付、公務員を除く)の支給対象児童」

※令和3年9月に生まれた児童も支給対象

②【**児童手当(公務員)**】…「令和3年9月分の児童手当(公務員)の支給対象児童」

③【**高校生**】…「平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童」

④【**新生児**】…「令和3年10月1日から令和4年3月31日の間に生まれた児童」

3. 支給対象者

上記の対象児童の保護者(監護している方)のうち、所得が高い方(生計を維持する程度の高い方)に支給します。(※**所得判定あり**)

所得判定：児童手当の所得制限限度額を基に、収入等の額、扶養人数等を考慮して判断します。

4. 申請および支給時期

下記の表のとおり、要件によって「申請の要・不要」、「支給時期」に違いがありますので、ご注意ください。

| 要件 | 申請 | 申請期限 | 支給時期 |
|-----------------------|----|--------------|---------------------|
| ①【 児童手当 】 | 不要 | | 令和3年12月24日(金)以降順次支給 |
| ②【 児童手当(公務員) 】 | 要 | 令和4年3月31日(木) | 令和4年1月以降順次支給 |
| ③【 高校生 】 | | | |
| ④【 新生児 】 | | 令和4年4月15日(金) | |

<申請について>

②～④の方は申請が必要となります。申請先の市町村は以下のとおりになりますのでご注意ください。

②・③…支給対象者が**基準日(令和3年9月30日)時点**で住所登録のある市町村

④…支給対象者が**申請時点**で住所登録のある市町村

※対象児童が市内に住所を有する場合であっても、支給対象者の住所登録のある市町村に申請していたため、他市町村での申請が必要となる場合があります。

・当市での申請については子ども課または各支所で申請手続きを行ってください。(郵送での申請も可)

・申請に必要な書類は市ホームページでダウンロードまたは窓口備え付けをご利用ください。

・提出された申請書の内容を審査のうえ、後日結果を通知し、該当となる方には指定の口座に給付金を支給します。

5. 提出書類(申請が必要な方 ②【児童手当(公務員)】、③【高校生】、④【新生児】)

・「申請書」※マイナンバーの記載漏れに注意ください

・「児童手当を受給していることが分かる書類(支給通知書等の写し)」※【児童手当(公務員)】のみ

・「口座を確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカード等)」

6. その他(注意事項等)

<①【児童手当】について>

・令和3年10月に支給した児童手当の金融機関口座情報を基に支給します。支給対象者には通知書等を送付します。

・令和3年度の現況届(6月に提出)が未提出の場合は給付金支給対象外となりますので、現況届の提出をお願いします。

<②【児童手当(公務員)】について>

・申請の際、**所属庁の証明は不要です**。ただし、児童手当の受給状況の確認を行うため、**支給通知書等の写しの添付**をお願いします。

<③【高校生】について>

・婚姻している高校生は対象外となります。

<②【児童手当(公務員)】、③【高校生】について>

・以前に同様の給付金の申請をした方であっても、過去の受給者、口座情報等に変更がある場合を考慮し、今回は**申請を希望する方全員から申請書の提出を受け**、口座等を確認のうえで支給となります。

<④【新生児】について>

・令和4年1月以降に出生届を提出する方は、児童手当等の手続きと合わせて申請が可能です。

問 本庁 子ども課 ともG ☎52-1111 内線137

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

市税等の納付は口座振替をご利用ください

市税等の納付については、便利で安心な口座振替をご利用ください。

振替日に指定口座から自動的に納付されます。金融機関等に出向く手間がかからず、納め忘れの心配もありません。

○口座振替できる税金等

- 市・県民税(普通徴収) ●固定資産税 ●軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税(普通徴収) ●介護保険料(普通徴収) ●後期高齢者医療保険料(普通徴収)

○口座振替日

各税金等の納期限の日

※基本的には月末ですが、12月は25日です。また、納期限が土・日・祝日に当たる場合は翌営業日に振替になります。

○口座振替開始日

原則、お申込みをした月の翌月の納期分からです。

○口座振替の申込方法

次の金融機関の窓口でお申込みいただけます。

- 常陽銀行 ●筑波銀行 ●茨城県信用組合 ●東日本銀行
- 常陸農業協同組合 各支店 ●水戸信用金庫 ●烏山信用金庫 ●中央労働金庫
- ゆうちょ銀行・郵便局

※固定資産税の全期前納報奨金は、令和3年度から廃止になりました。

全期前納の支払い方法は継続されますが、報奨金はありません。

全期前納から期別振替に変更する場合は、口座振替依頼書による変更手続きが必要です。

※口座振替依頼書は、市内の金融機関および市役所税務徴収課・各支所に備え付けてあります。

※市役所・各支所ではお申込みできません。金融機関にお申込みください。

○申込みの際に必要なもの

- 通帳等口座番号がわかるもの ●通帳の届出印 ●納税通知書(納付書)

◆◆◆市税等は納期限内に納付しましょう◆◆◆

問 本庁 税務徴収課徴収推進G ☎52-1111 内線237・238

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111